

# 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

## (第1045回 非公開会合)議事概要

1. 日 時 令和4年4月28日(木) 10:00~11:15
2. 場 所 原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室
3. 出席者  
原子力規制委員会 石渡委員  
原子力規制庁 市村原子力規制部長、内藤安全規制管理官、名倉安全規制調整官 他4名  
東京電力ホールディングス株式会社 担当者12名
4. 議 題  
(1) 東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の特定重大事故等対処施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに地震動評価について  
(2) その他
5. 配付資料

資料	柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
1-1-1	特定重大事故等対処施設に用いる基準地震動について
資料	柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 【参考資料】
1-1-2	標準応答スペクトルに基づく評価について
資料	柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
1-2-1	特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について (非公開)
資料	柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
1-2-2	特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について【補足説明資料】 (非公開)

## 6. 議事概要

(1) 東京電力ホールディングス(株) (以下「東京電力」という。) から、平成26年12月15日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設。以下「特重施設」という。)に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに地震動評価に関する説明があった。

(2) 石渡委員及び原子力規制庁は、特重施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関し、新たに設定する新期砂層・沖積層の解析用物性値の扱いについて事業者の評価上の考え方が示され、特重施設の評価結果がおおむね妥当であること、既許可施設における最終評価結果にも影響がないことを確認した。ただし、新たに設定する解析用物性値の適用範囲は明確に設定し、複数の解析用物性値を用いる考え方について、取りまとめ資料に反映すること。

また、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に関しては、第73回原子力規制委員会(令和4年3月23日)において既許可申請の基準地震動の変更を行う必要がないことを確認しているとおり、特重施設について周期1.7秒以上の長周期側に鉛直方向の固有周期を有しない設計とする方針であることから、標準応答スペクトルに基づく震源を特定せず策定する地震動を基準地震動として策定する必要がなく、基準地震動の変更が必要ないことを確認した。ただし、特重施設の当該設計方針については、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価にも関係するため、申請書での記載箇所について整理し、取りまとめ資料にも反映すること。

(3) 石渡委員から、令和4年4月8日にALPS処理水の海洋放出設備に係る実施計画に関して福島第一原子力発電所の現地調査を行った際に、令和4年3月16日に発生した地震による施設等への影響を確認し、福島第一原子力発電所Dタンクエリアに設置された地震計を視察したが、その設置方法について見直す必要があり、適切に対応するよう求めた。

(4) 上記に対して、東京電力から了解した旨の回答があった。

以上